

令和8年度 いじめ防止等基本方針

下妻市立大宝小学校

1 目的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響及びその他の問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 いじめ防止等対策委員会

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応）に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭を含む教職員、その他（校長が認める者）で構成するいじめ防止等対策委員会を組織する。

本委員会は、定期的に開催するほか（生徒指導委員会を含む）、必要に応じて適宜開催する。

5 基本的な取組

(1) 道徳教育等の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 道徳教育ヒント集、わたしたちの道徳、自作教材の活用
- ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ④ 道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ⑤ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成及び改善
- ⑥ 『あいさつ』運動の推進
- ⑦ 黙働清掃、ボランティア活動の推進
- ⑧ 児童主体の学校行事の展開

(2) 未然防止のための措置

【未然防止の方針】

- ① いじめが起きにくい学校風土づくり及び心の居場所となる学級づくりに努める。
- ② 授業や行事の中で、どの児童も活躍できる場をつくる。
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己有用感、自己肯定感を育てる。
- ④ 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通して、自律性と社会性を育む。

【未然防止のために】

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ア | 質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等から現状を把握し、課題を見つける。 |
| イ | 課題をどのように捉え、どう変えたいかという基本的な考えを確認する。 |
| ウ | 目標を達成するための具体的な計画を作成する。 |
| エ | 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。 |
| オ | 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。 |
| カ | 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。 |

- (3) 早期発見のための措置
 - ① 「朝の会」や「帰りの会」でのきめ細やかな児童観察の実施
 - ② 一人一人に寄り添った学習指導や生活指導の実施
 - ③ 定期的なアンケート調査（毎月実施 各学級）
 - ④ いじめチェックリストの活用（全職員で情報の共有化を図る。）
 - ⑤ いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期1回）・生徒指導委員会（毎月1回）

- (4) 相談体制の整備
 - ① 定期的なアンケート調査からの聞き取り（毎月）
教育相談（11月）
保護者との面談（7月、随時）
 - ② 臨時の相談

- (5) 関係機関との連携

下妻市教育委員会 下妻市スクールサポートセンター 市役所子育て支援課
 民生委員・児童委員 筑西児童相談所 下妻警察署生活安全課
 青少年相談員 地域教育推進委員

- (6) 教職員の資質向上（職員研修）
 - ① 生徒指導提要（令和4年度改訂版）による研修
 - ② 定期的な個別児童の情報交換会の実施（職員会議や職員集会時を利用）
 - ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の研修（外部講師による研修）

6 いじめ事案への対応

- (1) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催する。
- (3) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (4) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (5) いじめが解消した後も、いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する継続的な情報提供と支援に努める。
- (6) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

7 重大事態への対処

重大事態とは

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については以下の状況に着目して判断する。
 - ・児童が自殺を企画した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。
 ＊相当の期間とは、年間30日程度とする。

- (1) 重大事態対策委員会を設置する。
- (2) 事実関係を明確にするため児童、保護者、教員を対象とした調査（質問票、聞き取り調査）をする。
- (3) 重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに市教育委員会へ報告する。
 - ① いじめが犯罪行為として、取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携する。
 - ② いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に相談し、適切な協力を求める。
- (4) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、調査結果の情報提供をする。
- (5) 懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- (6) 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- (7) いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。